慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	エミリー・ケンピン＝シュピーリと世紀末 チューリヒの女性問題：『女性の権利 (Frauenrecht) 』 紙から
Sub Title	Emilie Kempin-Spyri und ihre Beilageschrift "Frauenrecht"
Author	屋敷, 二郎(Yashiki, Jiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.1 (2009. 1) ,p.941- 961
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090128-0941

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エミリー・ケンピン＝シュピーリと世紀末チューリヒの女性問題*

――『女性の権利（Frauenrecht）』紙から――

屋敷二郎

一　はじめに
二　ケンピンと一九世紀末チューリヒの先駆性
三　メディアとしての『女性の権利』
四　おわりに

一　はじめに

二〇〇八年一月二二日、チューリヒ大学の講堂は定刻を待たず満員となって、あふれた参加者は同時中継が用意された別室に案内された。この日、エミリー・ケンピン＝シュピーリ[1]の「遅ればせの顕彰式典（Späte Ehrung）」が催され、大学関係者だけでなく、地元チューリヒの市民とりわけ女性が参集したのである[2]。伝記小説『Wächsflügelfrau』（一九九一年）の成功によってケンピンを現代に甦らせた女性作家エヴェリン・ハスラーの姿もそこにあった[3]。その様子は、集まった地元マスコミ各社によって、翌日の朝刊やテレビニュースで報道され

た。

式典のハイライトは、吹き抜けの広間で行われた、ピピロッティ・リスト[4]制作による寝椅子（Chaiselongue）の除幕式である。リスト本人とチューリヒ大学学長の手で赤紫色の覆い布が取り除かれると、そこには銀糸で刺繍が施された鮮やかなブルーの寝椅子が現れた。この巨大な寝椅子は長さ四m、幅二m、座面の高さ八〇cmで、柵などは全く設けられず、広間を訪れた人は誰であれ自由によじのぼって「休息し、瞑想し、夢想するために」座ったり横になったりできる。この寝椅子は、現代を生きる我々に、いまケンピンの偉業の上に安らいでいること、これからケンピンの偉業の上に立って進むべきことを、体感を通じて再認識させてくれる。

寝椅子にのぼる踏み台も兼ねたスツールには、敬意と誇りと共感と反省と決意のこもった言葉が、ユーモアを交えながら、銀糸でこう刺繍されている。

法学博士エミリー・ケンピン＝シュピーリ
一八五三―一九〇一年
法学で博士号を取得した最初のスイス女性。
チューリヒ大学で最初の女性私講師。
生涯を通じて女性弁護士となるべく闘った。
どうぞ靴を脱いで！
定員は一〇名。

本稿は、世紀末チューリヒにおける婦人問題の状況を考察するにあたって、エミリー・ケンピンが自ら主筆と

なって一八九二年一二月二五日から一八九三年一二月一〇日まで一年間にわたって隔週で発行した『女性の権利(Frauenrecht)』一～二六号[5]を素材として取り上げる。

この時期は、ニューヨークから帰還したケンピンがベルリンに移住するまでの間、弁護士資格の取得をめざした請願こそ僅差で否決されつつも、教授資格を取得してチューリヒ大学で私講師を務め、全ドイツ女性協会（ADF）の依頼で現行法およびBGB草案における女性の地位の解説書を刊行し、さらに「女性の権利保護協会」を設立した時期に相当し、いわばケンピンの活動がピークに達する直前の時期といえるだろう。

一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、ドイツ語圏の中心を担ったのは、議論の余地なくプロイセンとその首都ベルリンである。しかし、「中心」が常に先導的役割を担う「発信地」ないし「牽引者」であるかというと、全くそんなことはない。こと「女性と法」をめぐる諸問題の端々に関して、この時期、ベルリンその他の地域で交わされる議論を先取りしていた場所がある。それはチューリヒである。そして、この地の立役者こそ、エミリー・ケンピンであった。

ケンピンが創刊し主筆を務めた『女性の権利』は、どのような特徴をもつメディアだったのだろうか。以下においては、まずチューリヒがいかなる意味でドイツ語圏を先導していたのか、その際にケンピンがどんな役割を果たしたのか、について叙述した上で、メディアとしての『女性の権利』を分析し、世紀末チューリヒの「女性と法」をめぐる問題状況に光を当てることにしよう。

二　ケンピンと一九世紀末チューリヒの先駆性

ドイツ民法典（BGB）の公布（一八九六年七月）は、一九世紀ヨーロッパの私法学を主導したパンデクテン法

学の精華として全ヨーロッパ的な注目・称賛を集め、かつ批判の対象ともなったが、それは同時に、ドイツ国内にとどまらずドイツ語圏の女性運動史全体にとって一つの画期をなす出来事でもあった。[6]

一般に、それ以前のドイツ語圏の女性運動においては、相互の啓発運動や為政者への陳情などが主流をなしていた。しかし、一八八八年の草案公表以後の議論の過程において、例えば編纂委員ルドルフ・ゾームが帝国議会の審議で「ご婦人方でもわれわれの草案をご理解なさっている」と揶揄したように、女性運動の草案批判は真剣に顧慮されることなく終わった。このことを受けて、女性運動の内部ではマリー・ラシュケやアニータ・アウクスプルク[7]など急進派と呼ばれる女性運動家のグループに分類される運動家たちが台頭していったが、これらの運動家はしばしば、「男性の法律家に頼らなくても済むように」（アウクスプルク）自ら法学部で学んで法学識を修得[8]し、さらに男性による起草者・立法者の独占状態を解消するために、婦人参政権運動へと突き進んだのである。[9]

このように、ＢＧＢの公布は、女性が法律家や能動市民として法生活の「主体」となるべきことの自覚を広範かつ一気に普及せしめたという意味で、法学界のみならず女性運動にとっても大きな画期をなすものであった。[10]

しかし、ドイツ語圏におけるドイツの圧倒的な存在感と影響力から、しばしば見失われがちであるが、ドイツ語圏は現在ドイツ連邦共和国に属する領域だけで成り立っている訳でもなければ、そのドイツが常にドイツ語圏を主導している訳でもない。[11] 一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、「女性と法」をめぐる諸問題について先導的役割を果たしたのは、ドイツではない。むしろスイスである。[12] とりわけ、世紀末のチューリヒでは、議論と実践においてドイツに先駆する傾向にあった。その立役者こそが、エミリー・ケンピン＝シュピーリである。

ケンピンは、ＢＧＢ公布どころか第一草案公表にすら先立つ一八八七年に、チューリヒ大学で法学博士の学位を取得した。アメリカ合衆国では当時すでに複数の女性弁護士が誕生していたが、[13] ヨーロッパで女性が「法律家」となったのは、これが最初のことである。しかも、ケンピンはチューリヒ大学法学国家学部で最初の女子聴

講生（一八八三年）、さらに最初の女子学生（一八八五年）として、同学部に門戸を開かせた当の本人である。挙句には教授資格さえも取得（一八九一年）し、受講生不足に悩んで一八九五年に教授職への挑戦を断念したとはいえ、チューリヒ大学の教壇に立った最初の女性教員ともなった。[14] 一八九〇年代といえば、ドイツではまだ女性が法学部に入学することさえできなかった時代である。[15]

またケンピンは、女性運動のための道具として法学を学んだ多くの女性運動家たちとは違って、あくまでも生計を立てることを目的として法学を学んだ。[16] その結果、自身は弁護士資格を取得することはできなかったが、ケンピンの挑戦が契機となって、チューリヒでは（ドイツ諸邦に先立って）一八九九年に弁護士職が女性に開かれ、それに伴って法学部入学資格が女性にも正式に拡大された（個別措置としては一八八五年のケンピン以後、しばしば認められていた）。しかも、その議論はすでに一八八六年に始まっており、一八九一年に法改正を求めるケンピンの請願が否決された際には、実に八三対六五の僅差に迫っていたのである。この点でも、チューリヒはむしろドイツ語圏を主導する位置にあった。

ケンピンが「法律家」として生計を立てることにこだわったとはいえ、その婦人問題への関心は心底からのものであったし、その限りで女性運動と共同歩調を取る場面もあったが、その際にも一歩先んじるのが常であった。例えば、マリー・シュトリトが一八九四年にドレスデンで設立した「女性の権利保護協会」は、その後ドイツ各地に設立された同種の協会のモデルになったことで知られるが、[17] その前年に、ケンピンがチューリヒで「女性の権利保護協会」を設立していたことは、現在では見落とされがちである。[18]

さらに、根本的な姿勢の違いが災いして最終的に袂を分かつことになるが、ＢＧＢ夫婦財産法草案をめぐる激しい議論では、当初ケンピンが女性運動の拠点である全ドイツ女性協会（ＡＤＦ）[19] から教えを請われる立場にあった。現にケンピンは、スイス女性としてチューリヒにありながら、ＡＤＦの依頼で『ドイツの現行法規定およ

び民法典草案における女性の地位』（一八九二年）を執筆している。

ギールケなどのゲルマニストや、メンガーをはじめとする社会主義者が講壇で論陣を張るなか、ＡＤＦは数少ない男性メンバーであったアウグスト・ベーベルが率いる社会民主党の支援によってＢＧＢ草案審議に影響を及ぼそうと試みた。しかし、帝国議会内で政党としての発言力が決して大きくない上に、党の大勢として「婦人問題よりも階級問題」[20]という方針が採られ、しかも部分的修正ではなく原理的革新にこだわる姿勢のゆえに、社会民主党は、夫婦財産法の審議において、ほとんど何の成果も挙げられなかった。

これと対照的なのが、ベルリン移住の後、大企業家を支持基盤とする保守政党（ドイツ帝国党）と組んだケンピンであって[21]、名より実を取る姿勢が幸いし、断片的ながらも職業婦人にとって重要な意味をもつＢＧＢ草案数箇条の修正を実現した。その果実を享受したのは、言うまでもなく、ドイツの職業婦人たちであった。

ＢＧＢ公布の後、ケンピンはいまや施行を待つばかりとなったＢＧＢ規定を所与の前提とし、例えば『法の日読要覧』（一八九七年）のような一般向け手引書の執筆を通じて、女性の権利保障・地位向上につながる法知識の普及に努めた。実際、成人女性に完全な行為能力を認めるなど、女性の地位に関してＢＧＢが原理的転換をもたらしたことは否めない[22]。こうした職業法律家としては当然といえる姿勢のゆえに、ケンピンは一九〇一年に四八歳の若さで没するまで、「裏切り者のスイス女」との誹謗に苦しめられた。ドイツの女性運動家たちが方針を転換し、ケンピンと同様に「女性の権利保護協会」を拠点として法知識の普及に努めるようになるのは、実に一世代後のことである[23]。

三　メディアとしての『女性の権利』

(1)　構成要素

『女性の権利』一～二六号は、一九号[24]を例外として、一面のみで構成される。紙面サイズはA二全紙であり、基本的に縦四本のカラムだけが設けられている[25]。

内容的な構成要素を検討してみよう。

①　記事　大活字・太字のタイトル付。個々の記事の間に区切り線がある。毎号二～六件（平均三・六件）が掲載され、紙面の大部分を占める[26]。

②　短信　太字のタイトル付。個々の短信の間に区切り線はない。二六号のうち計一〇号に掲載される。一～一〇号では（八号を除き）毎号二～七件（平均三・八件）が掲載されたのに対して、一一～二六号では一件または掲載なし（計八件）と、顕著な変化をみせている。

③　書評　太字でLitterarisches（一六号以降はLitteratur）との見出し。個々の文献の間は＊＊＊で区切られる。全二六号のうち計一二号に掲載され、各一～三件（平均一・五件）の文献が紹介される。

④　雑報　太字でKleine Notizenとの見出し。個々のメモの間は段落冒頭の―（ダッシュ）で区切られる。全二六号のうち計二一号に掲載され、件数は各一～一四件（平均四・五件）と号によって大きく変動する。一五～二六号では（二六号を除き）各四件以下とやや減少傾向を示している。

⑤　論壇　太字でSprechsaalとの見出し[27]。一～七号では（四号を除き）毎号に一件ずつ掲載されたのに対して、八号以降には全く存在しない。

⑥　編集室　太字でBriefkasten[28]との見出し。五号以前および一八号以後には掲載がなく、六～一七号のう

ち計六号に各一～二件（計九件）が掲載されている。

以上が『女性の権利』の構成要素である。広告の類はない。創刊号には創刊の辞として「われわれの綱領（Unser Programm）」が掲げられ、二六号にも発行形態の変更を告げる「読者へのお知らせ（Anzeige an unsere Leser）」が掲載されているが、これらは性質上一回性のものであるから、構成要素からは除外した。

ここから明らかなように、『女性の権利』は紙面の大部分を三件前後の記事が占め、残りの部分を短信・書評・雑報などが占めるという構成になっている。ただし、書評が全体を通じて比較的コンスタントに掲載されたのに対して、当初はかなり存在感のあった短信は一一号から埋め草のように扱いが小さくなり、また雑報も一五号以降は本数が減少する。

時期的な変化を考える手がかりとして、限られた紙面ながらもヴァラエティに富んだ構成が試みられているか否かを確かめてみよう。ここでは、最低四つの構成要素をもつ号をヴァラエティに富んだ、バランスの良い構成と考えることにする。すると、七号までは全てこれに該当し、記事（平均三件）、短信（平均四件）、書評（計七件）、雑報（平均五・九件）、論壇（五号を除き毎号一件）、編集室（七～八号のみ計三件）と、非常にバランス良く構成されていることが分かる。

これに対して、記事四件・雑報一件だけで構成される八号以降では、一〇号（記事二、短信四、雑報三、編集室一）、一二号（記事五、短信一、書評一、雑報一四、編集室一）、一三号（記事四、短信一、書評一、雑報四）、一六号（記事二、短信一、書評一、雑報三、編集室二）、二三号（記事五、短信一、書評一、雑報三）、二五号（記事三、短信一、書評三、雑報六）の計六号だけが条件を満たすことになる。

ただし、九号（記事三、短信六）、一一号（記事三、書評二）からは、八号のような「記事一辺倒」の印象を受けることはない。短信と書評に一定の字数が割かれ、それなりの存在感を醸し出しているからだろう。このよう

に考えると、だいたい発行開始から半年前後を境として、ヴァラエティのあるバランスの取れた構成から、記事が他を圧倒するような構成へと変化したと言えるかも知れない。

(2) 署名記事

『女性の権利』を分析する上で欠かせないのが、署名記事の存在である。『女性の権利』は、確かにエミリー・ケンピンが主筆を務めたメディアに違いないが、複数の執筆者を擁し、通信員を持ち、投稿に対応するなど、ケンピン自身の著作物とは明らかに異なる性質をもった公器であった。

そこで、署名記事について検討してみよう。

① 記事その他の大部分には、そもそも署名がない。ごく自然に考えると、署名のない記事はケンピン自身の執筆したものということになる。例えば五号の無署名記事「妻の夫婦財産法について」などは、ケンピン以外の筆者によるとは想定しがたいので、さしあたり無署名＝ケンピンと考えて問題ないだろう。

② 群を抜いて多いのは、＊という記号を用いた署名である。＊は、二～七、一一～一六、一八、一九号の計一四号に計一六件の記事を執筆し、加えて一〇号に短信二件、一一号に書評一件、二、一五、二三号の計三号に雑報を四件執筆し、さらに六号では論壇にまで登場している。記事の総数は九五件（うち署名記事は二七件[29]）だから、＊の署名のある記事は実に全体の一七％（署名記事の五九％）にも及ぶ。しかも、二号から二三号までと、ほぼ全期間に登場する点も注目に値するだろう。

③ これに次ぐのが、△という記号を用いた署名である。△は、記事一件（一三号）、短信二件（七、九号）、書評一件（七号）、雑報五件（七、一〇、一二、一四）を執筆している。記事が一件しかない点、七号から一四号までの比較的短い期間にだけ登場する点が、＊との大きな相違である。なお、書評および雑報

に登場する署名は＊と△だけで、他はすべて無署名である。

④ これ以外に『女性の権利』編集部に所属する者と思われる署名が付された記事は一号に掲載された±▽の一件だけである（投稿・特派員による記事を除く―後述）。短信についても、t. が二回（一、三号）、r. が一回（一号）、-w- が一回（六号）登場する程度である。なお、短信に登場する署名は、＊と△を加えた五つだけで、他はすべて無署名である（特派員の短信を除く―後述）。

⑤ 編集室の欄は、性質上当然、編集部に所属する者によって著されたと考えうるが、極めて一般的な内容のもの二件（一〇、一二号）を除けば、名宛人がある（一六、一七号に計三件）か、署名がある（六、七、一七号に計四件）。署名は J. E. in S.（六号）、Dr. D. D.[30] および L. B.（七号）、V. P. i. D.（一七号）である。

⑥ 他方、当然ながら論壇は全六回のすべてに署名が付されている。F. S.（一号）、K. A.（二号）、St. in Basel（三号）、M. B.（五号）、＊（六号）、W. K.（七号）。

⑦ これに加えて、通信員の執筆した記事三件・短信一件がある。ボストン通信員（一五号）、オーストリア通信員（二三号）、シュトゥットガルト通信員（二五号）の記事と、（内容的にイギリスと推定される）通信員の短信（二号）である。

⑧ 最後に、投稿記事にも署名がある。M. Lausanne（一二号）、Zr.（一五号）、Alter vom Berge（二六号）である。題名に「あるスイス人男性の返答（Des Schweizers Antwort）」と記されたもの[31]（一六号）、署名がなく「投稿」とだけ記されたもの（一八号）、本文冒頭で Auguste Fickert の投稿であると明示されたもの（二四号）もある。よって投稿による「署名」記事は計六件ということになる。

以上をまとめると、（投稿・特派員によるものを除けば）記事・書評・雑報は、無署名（＝ケンピン）か、＊または△ないし±▽によるものである。＊はほぼ全期間に登場するものの、二三号の雑報一件を別にすれば、一九号の

記事一件が最後となる。△は記事がもともと一件（一三号）しかなく、一四号の雑報一件を最後に登場しなくなる。▽は一号の記事一件だけである。短信には他に三つの署名が見られるが、いずれも一～六号と最初期にしか現れない。他方、投稿記事は一二号から、（二号掲載の短信を別にすれば）通信員の記事も一五号から現れる。

ここから明らかなように、『女性の権利』は一二～一四号ごろを境として、編集部の記者たちが表舞台から姿を消し、投稿や通信員による記事がこれに取って代わる。一面のみという限られた場所のなかで、仲間内で情報を寄せ合う紙面づくりから、より開かれたメディアとしての紙面へと変貌をとげる様子が窺われるだろう。

その意味で異彩を放っているのが、二号から二三号まで執筆し続けた＊の存在である。ここから＊はケンピンの右腕的存在だったと推測しても、決して不当ではないだろう。ただし、二三号に執筆したのは雑報[32]であり、記事は一九号を最後に執筆していないことを考えると、＊と言えども『女性の権利』の変身と無縁ではなかったのかも知れない。

(3) 転載記事

署名記事に加えて忘れてはならないのが、他紙からの転載記事である。現在では通信社の配信記事は別として一般紙では珍しくなったが、当時は広く行われていたようである[33]。なお、前節で挙げた通信員の記事・短信は、掲載本数から考えて専属の通信員を雇用していたとは考えがたいので、むしろカテゴリーとして署名記事よりも転載記事に近いかも知れない。

① 短信の転載は、二～四、六号の計五件である。出典は、ＡＤＦの機関誌である『Neue Bahnen』から二件と、『Neuzeit』『Der Fortschritt』『Volkswahl』からそれぞれ一件である。

② 記事の転載は、『Lose Blätter』から抜粋で転載されたマリー・シュトリトの「女性の論理（Frauen-

logik[34]」（一号）、『Wiener Volksstimme』から転載されたIrma von Troll-Borostnáni の「前進（Vorwärts）」（七号）、『Deutsche Hausfrauen-Zeitung』から実質的に転載されたMina Wettstein-Adelt の「正当ではないか?（Hat sie recht?）」（九号）、『Women's Journal』から転載された「婦人参政権を支持する一〇の理由」（一二号）、『Wiener Volksstimme』から転載された「女子教育について」（一三号）、Dodel の著書『Aus Leben und Wissenschaft』からの抜粋（一四号）、ベルリンで刊行されたC. B. Brühl の講演の導入部の転載（一七号）、『Ligue』から転載された「常に客観的」（一七号）、「あるアメリカの新聞[35]」から転載された「婦人参政権の賛否をめぐる騒動」（一八号）、『Österreichische Lehrerinnenzeitung』に掲載された講演要旨を転載した「女子教育に関する要望[36]」（二一号）、『Ligue』から転載されたLouis Frank の「男の司法[37]」（二四号）、『Kölnische Zeitung』から転載されたManon Roland 没後一〇〇年に関する記事（二五号）の計一二件である。

③ 外国語新聞・雑誌の記事を転載する際はドイツ語に翻訳されているので、いっそ翻訳も一種の「転載」と呼べるかも知れない。「あるアメリカ女性の生涯[38]」という記事（一九号）には、原著者名も出典もないが、英語からの翻訳と明記されているので、ここで挙げることができるだろう。

④ 「転載」とは呼びがたいが、出典が不明な（それゆえ『女性の権利』記者が直接に記録を取った可能性もゼロではない）講演もここで数えることにしよう。該当するのは「オーストリアの女性運動について[39]」（六号）、Warner Snow がシカゴ女性会議で講演した「イギリス婦人進歩協会の目標」（一四号）、Gräfin Bülow von Dennewitz がドレスデンで講演した「女性は社会で沈黙を強いられる」（二一号）の計三件である。

このように、短信の転載は二～六号という最初期にだけ見られるのに対して[40]、記事の転載（翻訳・講演記録を

含む）は一～二五号とほぼ全期間にわたって掲載されたことが分かる。記事についてより細かく分析すると、前半（一～一一号）では計六件なのに対して、後半（一四～二六号）では計一〇件と、明らかに増加傾向が見られる。これは署名記事について一二～一四号あたりが境目になることと一致するようにも思われる。

ここに通信員および投稿による記事を加味すると、この傾向はさらに強まる。仮に一二号を境目と考えると、一～一一号の計四件（一号あたり〇・三六件）に対して、一二～二六号は計二一件（一号あたり一・四件）へと劇的に増加している。

四　おわりに

以上のような分析によって、『女性の権利（Frauenrecht）』のいくつかの特徴と変化が明らかになったように思われる。

当初『女性の権利』は一面紙ながらも記事・短信・書評・雑報・論壇などヴァラエティに富んだ紙面構成をとっていたが、論壇が七号を最後に消滅、短信も一一号以降は激減、雑報も一五号以降は減少傾向を示すなど、しだいに記事だけが突出した紙面構成へと変化していく。そこで記事の執筆者に注目すると、全九五件のうちケンピン自身の手になると推定されるものが五二件であるのに対し、署名記事が一八件、通信員・投稿・転載・翻訳・講演記録など何らかの意味で編集部外に著者性を求めうる記事が二五件である。しかし、一一号以前と一二号以降では外部に著者性のある記事が一号あたりで四倍近くも増加し、投稿記事が一二号から、通信員の記事が一五号から登場すること、他方で＊を除く署名が（記事に限らず）一四号を最後に消滅することから、『女性の権利』[41]が号を重ねるにつれて社会的認知度が向上し、より開かれたメディアへと変化していく様子が窺われる。二

七号以降の独立月刊紙への移行は、このような発展の産物といえるだろう。

記事中心の紙面構成と外部性の拡大は、『女性の権利』がチューリヒの公論に影響力を及ぼしうるオピニオン紙へと発展していく様子を窺わせる。主筆であるケンピンの識見と知名度は、このような発展を力強く後押ししたに違いない。

しかし、『女性の権利』がまさに飛躍を遂げようとする時期（二〇号以降）に署名記事が消滅し、ケンピンが一号平均三・四件もの記事を執筆するにいたったと推定されることを、どのように理解すべきだろうか。[42] これを仮に「より開かれたメディアへ」という変化の方向性とは必ずしも整合的ではない「ケンピンの個人的見解を表明するオピニオン紙」への傾斜として捉えるほかないとすれば、それは、幅広い視野と卓越した先見性がむしろ災いして孤立していった晩年のケンピンを予示する暗雲であるようにも思われる。

世紀末チューリヒの「女性と法」をめぐる問題状況を解明する糸口として『女性の権利』の法史的意義を明らかにするために、内容面にも踏み込んだより緻密な分析がなお必要であることは言を俟たないが、それは別の機会に稿を改めて論じることにしたい。

＊筆者がエミリー・ケンピン＝シュピーリの研究に着手したのは二〇〇〇年頃であるが、当時、ドイツ語圏ですら研究はまだ緒に就いたばかりで、ケンピンを扱った日本語文献は存せず、国内で関連文献を所蔵する図書館も殆どなかった。その例外として、慶應義塾図書館は、ケンピンの生涯と業績の全体像を描くことを試みたデルフォス（Marianne Delfosse）の先駆的な学位論文をすでに所蔵していた。その際、筆者のために閲覧の労を取ってくださったのが、勝田シューレの大先輩にあたる森征一教授であった。森教授のご退職を祝して、ケンピンに関する小稿を寄せ、多少なりとも学恩に報いようとする次第である。

（1）ケンピンについては、拙稿「エミリー・ケンピン＝シュピーリ研究序説―没後一〇〇年を機に―」『変動期にお

ける法と国際関係』（有斐閣、二〇〇一年）八三頁以下所収、同「法律家としてのエミリー・ケンピン＝シュピーリ—ドイツ民法典と女性運動をめぐって—」『一橋論叢』一二六巻一号（二〇〇一年）三七頁以下所収、同「晩年のエミリー・ケンピン＝シュピーリ」『一橋法学』一巻一号（二〇〇二年）一二五頁以下所収、同「エミリー・ケンピン」勝田有恒・森征一・山内進編著『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）三一三頁所収、同「民法典の批判者たち」勝田有恒・山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』（ミネルヴァ書房、二〇〇八年）三六二頁以下所収を参照。

（2）筆者は、この顕彰式典を企画したマウラー（Elisabeth Maurer）女史（チューリヒ大学男女同権センター）の誘いで、式典に臨席する機会をえた。同センターは、式典に先立ってケンピンのウェブサイト（http://www.kempin-spyri.uzh.ch/）を立ち上げたが、そのコンテンツとして内外の関連文献を収集した際、一橋大学機関リポジトリ（HERMES-IR）からケンピンに関する筆者のドイツ語論文を知り、筆者にコンタクトを取ったとのことである。なお、渡航費用については、一橋大学二一世紀ＣＯＥプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点—衝突と和解」の資金を活用した。

（3）Eveline Hasler：一九三三年、グラールス（スイス）生まれ。『魔女のラクリッツ』などの児童書や、『最後の魔女アンナ・ゲルディン』（島田洋子訳、あむすく、一九九三年）などの歴史小説・伝記小説で知られる。ケンピンの伝記小説に関しては、冒頭部が拙稿「晩年のエミリー・ケンピン＝シュピーリ」（註1）に訳出されている他、小林貴美子の抄訳「翼をもがれた女」スイス文学研究会編訳『氷河の滴』（鳥影社、二〇〇七年）七頁以下所収がある。

（4）Pipilotti Rist：一九六二年、グラブス（スイス）生まれ。夢見るようなビデオ・インスタレーション作品の制作などで知られる女性アーティスト。日本では、個展「からから」（二〇〇七年一一月～二〇〇八年二月、東京・原美術館）、個展「ゆうゆう」（二〇〇八年七月～一〇月、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館）を開催。

（5）本稿で取り上げる『女性の権利』一～二六号は、『チューリヒ・ポスト（Züricher Post）』紙の附録紙として発行された。なお『女性の権利』はその後も三七号（一八九四年一一月）まで発行されたが、本稿では扱わない。二六号までが隔週刊・一面・広告無・附録紙の形態だったのに対して、二七号からは月刊・四面・広告有・独立紙という形態になっており、稿を改めて分析することが適切と思われるからである。

（6）一九世紀～二〇世紀初頭のドイツ女性運動史の全体像については、若尾祐司『近代ドイツの結婚と家族』（名古屋大学出版会、一九九六年）および田村雲供『近代ドイツ女性史―市民社会・女性・ナショナリズム』（阿吽社、一九九八年）を参照。

（7）アウクスプルクについては、「民法典の批判者たち」（註1）を参照。

（8）アウクスプルクは一八九七年にチューリヒで、ラシュケは一八九九年にベルンで、それぞれ法学博士の学位を取得している。当時ドイツ国内の法学部では女性の就学を認めていなかったので、法学を学ぼうとするドイツ人女性は、一八八五年のチューリヒを皮切りに女性に門戸を開いていたスイス各大学の法学部に赴いた。なお、チューリヒ大学でケンピンが一八九四年夏学期に開講した講義の履修者名簿には、アウクスプルクの名前がある。

（9）ちなみに、この急進派に分類される運動家たちの動きは、第一次世界大戦の勃発とともに急速に愛国主義の傾向が強まるなかで主流の地位を失い、女性運動内部で孤立していった。いわゆる「ドイツ特有の道」論は、この現象をもってドイツ女性運動史の「特有の道」と捉えるが、そもそも歴史において「特有でない道」があるのかという根源的な問いに満足な解答が得られない限り、そのような捉え方は効用よりも弊害の方がむしろ多い図式的法則思考の産物と呼ぶほかないであろう。他方、女性運動を分析する際に、個々の構成員の個性に着目することなく穏健派・急進派などとグループ分けする手法もまた、まさにこれらの分類の前提となる「女性運動が一枚岩でなかった」という妥当な事実認識とは裏腹に、穏健派・急進派などと呼ばれるグループもまた決して一枚岩でなかったことを不当にも度外視するものであって、同様の謗りを免れえないであろう。

（10）日本の法制史研究にジェンダー研究の手法が導入されたのは近年のことである。その先駆的業績として、三成美保『ジェンダーの法史学―近代ドイツの家族とセクシュアリティ』（勁草書房、二〇〇五年）および同編著『ジェンダーの比較法史学―近代法秩序の再検討』（大阪大学出版会、二〇〇六年）を参照。

（11）あえて周知の事実を想起するならば、一八〇六年まで〈ドイツ〉の「首都」はウィーンだった。ちなみに、このことは「モーツァルトは何人（なにじん）か」という有名な問いと関係する。当人の自意識に照らしてみるならば、モーツァルトは疑いなく〈ドイツ〉人であって、だからこそ〈ドイツ〉つまり神聖ローマ帝国の「首都」ウィーンに赴いたのである。もちろんウィーンはオーストリア大公国の首都だが、モーツァルトにとって、そのことはどうでも良かった。け

だし、彼の出身地ザルツブルクは、現在ではオーストリアの一都市にすぎないが、当時は独立したザルツブルク大司教領であって、オーストリア大公とは何の関係もなかったからである。Vgl. Werner Ogris: War Mozart ein österreichischer oder ein deutscher Komponist? Stellungnahme für den Norddeutschen Rundfunk in der Sendung „Kultur Prisma Musik“ am 9. Oktober 2004.

(12) もっとも、法定財産制として夫婦別産制を採用するという点（これはドイツの女性運動が掲げた究極的目標だった）だけを取り上げて言えば、すでにオーストリアが一八一四年の一般民法典で実現していた。また、ウィーン大学教授アントン・メンガーの『民法典と無産階級』（一八九〇年）はドイツ女性運動にとって、ベーベルの『婦人と社会主義』に次ぐバイブル的作品となった。その意味で、法学の地平ではパンデクテン法学の圧倒的支配に服していた一九世紀オーストリアについて、単にイェーリングとエールリヒという二人の偉大な革新者を生んだ「周縁部」というだけにとどまらず、法制面・法生活面におけるその先駆性を改めて問い直してみる必要があるだろう。

(13) 一九〇〇年の調査時点で、実に一〇一〇人の女性弁護士がいたとされる。なお、当時のスイスでは中世以来の伝統的なシステムが維持されていたため、法学部卒業と法学博士号取得は同義であるが、アメリカ合衆国ではシステムが全く異なるため、女性弁護士の数がそのまま女性法学博士の数と一致するわけではない。

(14) ケンピンは、これに先立つ一八八九年にニューヨーク市立大学（ＮＹＵ）ロースクールでも教壇に立ち、アメリカの大学で法学を講義した最初の女性となった。担当科目はローマ法と英米法史（！）である。また、正規科目以外にも「女性のための法学教室」を大学構内で開き、同教室の終了試験合格者にはロースクール入学への道が開かれることになった。

(15) ドイツ帝国諸邦で女性に大学入学資格を付与したのはバーデンの一九〇〇年が最初であり、一九〇三年にバイエルン、一九〇四年にヴュルテンベルク、一九〇六年にザクセン、一九〇七年にテューリンゲン、一九〇八年にヘッセン、プロイセン、エルザス＝ロートリンゲンと続き、メクレンブルクの一九〇九年をもってようやく帝国全体に広がった。なお、黒田忠史「法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史（一）（二）―二〇世紀前半の独・日・米における法制度改革を中心に」『甲南法学』四六巻四号・四七巻二号（二〇〇六年）を参照。

(16) やや特殊な例が、ケンピンに触発されて法律家を志したアンナ・マッケンロートである。もともとドイツ生まれ

のマッケンロートは、チューリヒの市民権を獲得した後、ケンピンが切り開いた（しかし自らは辿ることのなかった）道を歩み、一九〇〇年に同地では女性として初めて弁護士免許を取得した。マッケンロートはまた、アルベルト・シュナイダーのスイス債務法コンメンタールの附録として『スイス債務法関連法規』（一八九八年）を執筆している。これらの点で、ケンピンと同様マッケンロートは、闘争手段としてのみ法学識を修得し、生計手段として法学識を活用することを目指さなかった当時の他の女性運動家とは一線を画する。一九一一年に結婚した後で運動から身を引いた点も、マッケンロートにおける女性運動の優先順位を示唆するものと言える。とはいえ、ケンピンの学位論文が『第三者の物の売主の責任』（一八八七年）、教授資格論文が『アメリカ合衆国の法源』（一八九二年）という風に全く婦人問題との関わりを感じさせないのに対して、マッケンロートは学位論文で『商人女性および職業婦人の歴史』（一八九四年）と、当時の女性運動の重要課題に密接に関連するテーマを選んでいる点は、むしろ他の女性運動家に近い。なお、職業弁護士としての活動内容が主に無産階級女性の国選弁護であった点については、それを隙間を狙った職業戦略と捉えるか、採算度外視の女性運動の一環と捉えるか、実証的に分析する必要があるだろう。

(17) その一つに、共に極めて高名な夫を持つ二人の女性カミーラ・イェリネクとマリアンネ・ウェーバーが一九〇一年にハイデルベルクに設立した協会がある。

(18) アメリカ移住後のケンピンは、ロースクールで英米法を学ぶ傍ら、貧窮者のための「法律扶助協会（Arbitration Society）」を指導するに至ったが、この経験が「女性の権利保護協会」設立に影響を与えたことは想像に難くない。

(19) 全ドイツ女性協会（ＡＤＦ）は、一八六五年にルイーゼ・オットー＝ペータースとアウグステ・シュミットがライプツィヒで設立した団体で、機関誌『新しい進路（Neue Bahnen）』を発行し、ＢＧＢ編纂過程では帝国議会への請願も行った。ＡＤＦは一九一八年にドイツ女性公民協会（DStV）へと発展的解消を遂げる。

(20) 例えば、有産市民階級の主婦の利害は、無産階級の職業女性（女中など）の利害と必ずしも一致しないが、両者が相反するような場面では、社会民主党は（社会主義を掲げる党是からして当然に）後者の立場を擁護した。

(21) 夫婦財産法に関するドイツ帝国党の提案は、別の委員会に属するシュトゥムが起草した提案を第一二委員会に属するパウリが代弁するという形を取っていたが、それは実質的にはケンピンが起草した提案であり、しかも当時そのことは周知の事実だった。

(22) だからこそ、管理共同制を法廷財産制とする規定によって既婚女性が事実上の未成年状態に置かれてしまうことが注目を集め、夫婦財産法がBGB草案審議の一大争点となったのである。なお、BGBによって未婚女性は男性と完全に等置されたが、これはすでに一八世紀から一九世紀初頭に至る自然法的法典編纂の時代にドイツ語圏で支配的となっていた法制度を一般化したものであって、さほどの革新をもたらした訳ではない。Vgl. Barbara Dölemeyer: Frau und Familie im Privatrecht des 19. Jahrhunderts, in: Frauen in der Geschichte des Rechts, hrsg. v. Ute Gerhard, München 1997, S. 634.

(23) Vgl. Beatrix Geisel: Patriarchale Rechtsnormen „unterlaufen". Die Rechtsschutzvereine der ersten deutschen Frauenbewegung, in: Frauen in der Geschichte des Rechts (wie Anm. 22), S. 689.

(24) 一九号だけは、英語から翻訳された一つの記事（Aus dem Leben einer amerikanischen Frau）が長文のため、一面に収まり切らず、次面の上六分の一程度まで超過している。

(25) ただし八号では下六分の一程度を二重線で仕切って文芸欄（太字でFeuilletonとの見出し）が設けられており、そこに記事一件と短評一件が掲載されている。

(26) 短い記事と短信との量的相違は相対的であるため、分析のためには何らかの一意的な分類基準が必要である。本稿ではさしあたり見出しと区切り線という外形的基準に依拠することにした。

(27) 論壇は、他誌に掲載された『女性の権利』創刊の広告を読んだある女性労働者の投稿を契機として、女性の権利義務に関する知識を広める場として企画された（一号）ようだが、実際には大半が短信や雑報と区別しがたい内容である。

(28) 通常ならBriefkastenは「投書欄」と訳すべきであろうが、『女性の権利』の本欄はいわゆる読者投稿欄とは異なって、むしろ編集部から読者に宛てたメッセージを掲載する場所であるように思われたため、さしあたり「編集室」と訳すことにした。

(29) 狭義の署名記事だけでなく通信員・投稿による記事もこの数に含まれる（著者が明らかでも転載・翻訳による記事はここに含まない）。狭義の署名記事（編集部に属すると推定される執筆者による署名記事）に限ると、総数は一八件、うち一六件が＊、残りが△と＋▽の各一件になる。

(30) この「Dr.」と称する署名はやや気になる。内容は一四日間チューリヒを留守にしていたケンピン（Frau Dr. E. K.）が帰還し、月曜日（翌三月二〇日?）に「あなたに（Sie）」会う旨の第三者的な報知だから、Dr. D. D. がケンピン本人ということはありえない。あるいは、「宛（An）」を欠くものの、Dr. D. D. = Sie と考えて、編集部（ないしケンピン本人）から読者（= Dr. D. D.）に宛てた通信文と考えるべきかも知れない。

(31) この投稿記事には見解の一致・相違を示すべく「編集部のコメント」が付されている。

(32) 雑報の内容は、毎週木曜夜六時～七時にチューリヒのカントン学校の体育館で婦人協会の集会が開かれており、新会員を募集している旨の告知である。

(33) 一〇号の編集室には「各位、編集部は本紙記事の転載に際して出典を明記するよう願います」とある。記事の転載が一般に行われていた様子が窺われる。

(34) 抜粋ということもあり『女性の権利』の記事としては „Wie eine Frau ausging, die Logik zu suchen“ と題されている。

(35) これでは他紙に要求した転載条件（前掲註33）を満たしたことにならないだろう。

(36) Ernst aus Schneidemühl: Warum und wie hat die höhere Mädchenschule ihre Zöglinge zur Führung eines Haushalts vorzubereiten?

(37) 『女性の権利』では „Ein Plaidoyer für weibliche Geschworne“ と題されている。

(38) 婦人参政権運動で知られるルーシー・ストーン（Lucy Stone）の生涯が描かれている。ストーンは夫の姓（ブラックウェル）を名乗ることを拒否したことでも知られる。なお、義姉は一八四九年にアメリカ女性で最初に博士号（医学）を取得したエリザベス・ブラックウェルである。この記事が掲載された一九号は一八九三年九月三日に発行されたが、ストーンが死去したのは同年一〇月一九日である。

(39) オーストリア婦人協会設立集会で Ottilie Turnau が述べた綱領を紹介する記事だが、冒頭に付された短い解説を除けば、実質的に Turnau の講演記録と言ってよい。

(40) すでに述べたように、短信の掲載そのものが一一号以降は激減するので、転載が七号以後なくなることは特に不思議ではない。

(41) 一二号の編集室には、好評のため寄稿が増加しているが一面紙ゆえに全部は掲載できない旨の断りが記されている。

(42) 実際、署名記事が掲載された計一五号（一～七、一一～一六、一八、一九号）に限って比較すれば、署名記事一八件（うち＊が一六件）に対して、ケンピンと推定される記事は一七件にとどまる。このように考えると、ケンピンと記者＊がともに一号につき約一件ずつ記事を書いている姿が浮かんでくるだろう。他方、署名記事が掲載されていない計一一号（八～一〇、一七、二〇～二六号）に着目すると、ケンピンは実に三五件もの記事を執筆している。なお八～一〇号は不在（註30参照）の埋め合わせと考えうるが、ケンピンが執筆に全力を傾注するほど他の記事が紙面から押し出されてしまう皮肉な構図をそこに見出すべきかも知れない。